

秦野市市税条例の一部を改正することについて

秦野市市税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

地方税法の一部改正により、長寿命化を図るために大規模修繕工事を行ったマンションについて、固定資産税額の減額割合を設定するため改正するとともに、字句の整理を行うものであります。

秦野市市税条例の一部を改正する条例

秦野市市税条例（平成元年秦野市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第35条第7項前段中「き損し」を「損傷し」に改め、同項後段中「き損」を「損傷」に改める。

附則中第54項を第55項とし、第38項から第53項までを1項ずつ繰り下げ、第37項の次に次の1項を加える。

38 法附則第15条の9の3第1項の条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第57号 秦野市市税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
<p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2-6 (略)</p> <p>7 第1項又は第2項に規定する標識の交付を受けた者は、その標識を<u>損傷</u>し、若しくは亡失し、又は摩滅したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、その標識の<u>損傷</u>又は亡失がその者の故意又は過失によるときは、弁償金として200円を納めなければならない。</p> <p>8 (略)</p> <p>附 則</p> <p>22-37 (略)</p> <p><u>38</u> 法附則第15条の9の3第1項の条例で定める割合は、<u>3分の1</u>とする。</p> <p><u>39</u> (略)</p> <p><u>40</u> (略)</p> <p><u>41</u> (略)</p> <p><u>42</u> (略)</p>	<p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2-6 (略)</p> <p>7 第1項又は第2項に規定する標識の交付を受けた者は、その標識を<u>き損</u>し、若しくは亡失し、又は摩滅したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、その標識の<u>き損</u>又は亡失がその者の故意又は過失によるときは、弁償金として200円を納めなければならない。</p> <p>8 (略)</p> <p>附 則</p> <p>22-37 (略)</p> <p><u>38</u> (略)</p> <p><u>39</u> (略)</p> <p><u>40</u> (略)</p> <p><u>41</u> (略)</p>

4 3 (略)  
4 4 (略)  
4 5 (略)  
4 6 (略)  
4 7 (略)  
4 8 (略)  
4 9 (略)  
5 0 (略)  
5 1 (略)  
5 2 (略)  
5 3 (略)  
5 4 (略)  
5 5 (略)

4 2 (略)  
4 3 (略)  
4 4 (略)  
4 5 (略)  
4 6 (略)  
4 7 (略)  
4 8 (略)  
4 9 (略)  
5 0 (略)  
5 1 (略)  
5 2 (略)  
5 3 (略)  
5 4 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秦野市市税条例の一部を改正することについて

1 固定資産税の地域決定型地方税特例措置（わがまち特例※）の改正

固定資産税の課税標準の特例割合を定めるわがまち特例について、次のとおり改正するものです。

※ わがまち特例とは、国が一律に定めていた特例割合を法律の定める範囲内において、地方自治体が自主的に判断し条例で決定する仕組みのことです。

(1) 長寿命化を図るため大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税額の減額措置の創設（附則第 3 8 項）

ア 改正の概要

令和 5 年度税制改正（令和 6 年度課税より適用）において、新たに規定された「長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産」について、対象資産の固定資産税の減額率を定めるものです。

減額率	参酌基準	対象期間
1 / 3	1 / 3 を参酌し、 1 / 6 から 1 / 2 の範囲内	令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間に工事が完了したマ ンション

イ 適用対象要件

次に掲げる全ての条件を満たしたマンションで、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間に長寿命化に資する大規模修繕工事を実施したものを対象とするものです。

- (ア) 築後 20 年以上経過している 10 戸以上のマンション
- (イ) 令和 5 年 3 月 3 1 日までに長寿命化工事を行っているマンション
- (ウ) 本市の「マンション管理適正化推進計画」に基づき、積立金を一定以上に引き上げたうえで各マンションの管理に関する計画が認定されたマンション又はマンションの管理の適正化を図るために必要な助言若しくは指導を受けて長期修繕計画を適切に見直したマンション

ウ 適用年度

工事を完了した年の翌年度に限り、固定資産税の減額を適用するものです。

2 施行日

この条例は、公布の日から施行します。